



## 消費税軽減税率対策補助金の補助対象の拡充について

中小企業庁は、2019年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、2019年1月1日以降に申請されたものから下記のとおり制度を拡充されました。

### 1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

**ポイント** チェックしよう！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

<軽減税率対応レジの導入等支援>  
対象者：軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（※）  
※ 旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。（平成31年1月1日から適用）

補助率：原則 3/4（※①、②）  
※① 3万円未満のレジ購入の場合 4/5 補助  
※② 平成31年1月1日から適用

補助上限：1台あたり20万円（※③）、券売機40万円（※④）  
※③ 商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円  
※④ 平成31年2月から券売機を補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

---

### 2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

**ポイント** チェックしよう！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

<受発注システムの改修等支援>  
対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：3/4（※ 平成31年1月1日から適用）

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）  
150万円（※請求書管理システム）  
※ 平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで  
※システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

### ▼制度拡充の概要

- ① 補助対象の拡大  
券売機、レジ設置時とは別に行う商品情報登録に係る費用等も対象
- ② 補助率の引上げ  
○レジの設置・改修、受発注システムの改修等  
補助率 3分の2以内 → 原則 4分の3以内  
○3万円未満のレジを1台のみ導入する場合  
補助率 4分の3以内 → 5分の4以内
- ③ 補助対象事業者の取扱い  
補助対象外となっていた旅館・ホテル等の一部の事業者に係る取扱いについて、広く補助対象として認められるよう制度の運用改善

左記の完了期限までに導入・改修等を行い、期日までに申請をしてください。

### ▼問合せ先

- 軽減税率対策補助金事務局 申請窓口  
TEL 0120-398-111（通話料無料）  
0570-081-222  
受付 9：00～17：00（土日祝日を除く。）
- 軽減税率対策補助金ホームページ  
<http://kzt-hojo.jp/>

経済産業省・中小企業庁主催

## 軽減税率・キャッシュレス 対応推進フェア in 大阪

開催日 2019年6月13日(木)  
時間 11:00～18:00  
場所 マイドームおおさか  
参加費 無料（要参加登録）

軽減税率制度の理解に不安がある方や複数税率対応レジの導入がまだの方、キャッシュレス決済へのニーズ・関心がありながらも導入に踏みきれていない方に向けたサポートフェアが全国8エリアで開催されます。ぜひご利用ください。

※ご来場には下記特設サイトの「参加登録」が必要です。

- 問合せ先  
軽減税率・キャッシュレス対応推進フェア「事務局」  
TEL 03-5843-8872（受付 平日10：00-17：00）  
推進フェア特設サイト <https://regi-cashlessfair.jp/>

## 健康増進法の一部を改正する法律について

健康増進法の一部を改正する法律が、2018年7月に成立しました。2020年4月からの全面施行に向けて、今後、準備が進められていきます。本改正は、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講ずべき措置等について定めたもので対応が必要となります。

京都府からのお知らせ

### 健康増進法の一部を改正する法律について

3つの基本的な考え方

- 望まない受動喫煙をなくす
- 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 施設の種類・場所ごとに対策を実施

●詳細については、今後政令で示される予定です。  
→詳しい情報は「受動喫煙 厚生労働省」で検索するか、右のQRコードを確認ください。  
 ※QRコードは「QR」アイコンのあるQRコードです。

学校・病院・児童福祉施設等、行政機関の方へ

2019年夏頃から「敷地内禁煙」です。  
 ●屋外に喫煙場所を設置することができます。  
(受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられています。)  
 →標識の提示が必要です。

事業所・工場・ホテル・旅館など多数の者が利用する施設、旅客運送事業、船舶・鉄道事業者の方へ

2020年4月から「原則屋内禁煙」です。  
 ●喫煙できるのは、喫煙専用室内だけです。→標識の提示が必要です。  
(受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられています。)  
 ●ホテル・旅館の客室等、居住場所は適用除外です。

### ▼ 受動喫煙防止対策に対する助成金・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等に係る、財政・税制上の制度が整備されています。詳細は下記ホームページをご参考ください。

●[財政支援] 受動喫煙防止対策助成金

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

●[税制措置] 特別償却又は税額控除制度

下記の「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」において、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための各種喫煙室に係る器具備品及び建物附属設備をその対象としています。

中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm>

## 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について

平成25年の税制改正において創設された、中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）については、平成31年度税制改正において適用期限が2年延長されました。

適用対象期間	2021年3月31日まで
概要	<p>①生衛業を営む、商業・サービス業の中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）（※）が認められます。                  ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限りです。</p> <p>②本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって『年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれること』が要件として追加されました。</p>
対象者	<p>青色申告書を提出する中小企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業者（常時使用する従業員の数が1,000人以下）</li> <li>・法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人）等</li> </ul>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●器具及び備品（30万円以上） 家具、電気機器、ガス機器、事務機器及び通信機器、看板及び広告器具、理容又は美容機器等</li> <li>●建物附属設備（60万円以上） 電気設備、給排水又は衛生設備及びガス設備、冷房、暖房、通風又はボイラー設備、喫煙室設備等</li> </ul>
適用要件	<p>経営改善指導等を行う機関から「経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」において、概要②についてアドバイス機関から確認を受けた上で、経営改善に係る指導・助言を受けることが要件となっています。</p> <p>詳細：中小企業庁ホームページ  <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm</a></p> <p>◎生活衛生同業組合及び当指導センターは、アドバイス機関に指定されています。                  設備投資をお考えの方はご相談ください。</p>

# 日本政策金融公庫 生活衛生融資について

## ▼振興事業促進支援融資制度の拡充 振興計画認定組合の組合員の方が利用できます。

振興事業促進支援融資制度の対象となる方で、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方については、**貸付利率の低減幅が -0.15% → -0.3% に拡充** されました。



●詳しくは、所属の生活衛生同業組合 又は 当指導センター までお気軽にご相談ください。

## ▼宿泊業向けインバウンドツールのご案内

日本政策金融公庫では、宿泊業事業者のインバウンド対応を支援するため、右記の支援ツールを無料で配布されています。ぜひご活用ください。

### 外国人客おもてなしガイドブック

インバウンド対応に初めて取組む方向けに押さえておくべきポイントをまとめた手引書



### 指差しコミュニケーションツール

外国語が話せない方でも外国人客とスムーズなコミュニケーションが可能となるツール

日本政策金融公庫ホームページよりご覧いただけます。 [https://www.jfc.go.jp/n/findings/inboundtool\\_stay.html](https://www.jfc.go.jp/n/findings/inboundtool_stay.html)

# 生活衛生営業「経営特別相談員」について

経営特別相談員（略称 特相員／とくそういん）は、京都府知事の委嘱を受けて経営全般に関することの指導や助言を行うことができる方で、現在55名の特相員が生活衛生営業者の「地域の身近な相談相手」として現場経験を活かした活動をされています。お店の経営や生活衛生融資に関することは、お気軽に下記の生活衛生同業組合までご相談ください。

(順不同・敬称略)

組合	理 容 (075) 841-2558	クリーニング (075) 313-0380	公衆浴場業 (075) 801-1301	興 行 (075) 533-3010	旅館ホテル (075) 221-6231
特相員	田辺 正治 岩崎 光哲 吉田 雅博 上原 栄樹 岩上 健一 安井 聖一 金子 義隆 三宅 厚子	河前 隆三 細見すみ子	吉本 誠 高野 絹代	守田 晴美	石間 太朗 沖田 康彦 野村 一雄 柏 和實 高木 一壽 山邊真奈美
組合	食 肉 (075) 691-3393	美容業 (075) 811-0211	麺類飲食業 (075) 221-3964	食鳥肉販売業 (075) 326-3651	寿 司 (075) 321-5448
特相員	岡山 繁夫	原口 潔治 山口 眞澄 粟津 暢彦 金光 眞理 北村とも子	清水 久行 植田 宏治 岩尾孝太郎 前田 智史 横村 昌浩 鷹尾 史郎	重田 久枝 松本 嘉広	花登 一彦 木村 裕一 宮本 博義 安念 弘和
組合	喫茶飲食 (075) 256-1647	中華料理 (075) 222-2580	料 理 (075) 221-5833	飲食業 (075) 252-3145	社交料飲 (075) 722-2051
特相員	信部 尚平 四方 恭一 澤本信太郎 山田喜久夫	武田 淳一 上野 博史 力丸 彰一	新造 一夫 高見 浩	武原 賢三 鳴海晴一郎 石谷 彰男 本村 哲朗 本城 忠宏 畠中 勉 満田 勲	村上 裕子 蘆田 康司

## ＼組合ピカ／ 麺類飲食業組合 創立60周年記念式典・祝賀会

去る5月15日（水）に京都ホテルオークラに於いて、京都府麺類飲食業生活衛生同業組合 創立60周年記念式典・祝賀会 が盛大に開催されました。当日は『家族に感謝』と銘打たれ、多数の来賓や組合員、組合員家族を含めた互恵関係を再認識し、絆を深める機会として、和やかな雰囲気の中、業界の更なる発展と飛躍が誓い合われました。



## 京都府・京都市 生活衛生営業担当部署のご案内 (敬称略)

### 京都府健康福祉部生活衛生課

TEL 075-414-4757

課長 下村 公隆  
生活営業担当

主幹兼係長 要 昌利  
主査 手塚 啓治  
主事 伊藤 菜摘  
主事 久保 由季奈  
主事 荒井 梨菜

### 京都市保健福祉局医療衛生推進室 医務衛生課

TEL 075-222-4272

医務衛生課長 矢田部 衛  
生活衛生担当課長 西原 和美  
「民泊」対策担当課長 南 秀明  
生活衛生係長 辻本 薫

## 指導センター事業開催報告・お知らせ

### ◆ 衛生水準の確保・向上事業推進会議 (平成31年2月12日)

各生衛組合事務局・京都府・京都市・日本政策金融公庫が出席した第2回目の会議では、今年度の取組みや意見交換を行い、生活衛生同業組合活動推進月間及び衛生水準の確保・向上事業の総括を行いました。



### ◆ 後継者育成支援講演会 (平成31年2月25日)

唐紙師 トトアキヒコ 氏 より『唐紙の美 400年のひととき』のご講演をいただきました。唐紙の伝統と歴史について、紋様の意味を写真を使用しながらわかりやすく説明をいただきました。伝統技術を継承していくためには、まず「人を幸せにする技術やサービスである」という信念を持ち、今すべきことをしっかりと守り育てながら時代と共に変化変容する暮らしの中に融合していくこと、周りの人や物事を対する意識を高く持ち、常に磨くことの大切さをお話いただき、質疑応答を通じて生衛業者の後継者や人材育成の考え方についてご提案をいただきました。



### ◆ 平成30年度第2回理事会 (平成31年3月12日)

理事会では 2019年度の事業計画と収支予算(案)及び借入限度額、生活衛生営業振興事業資産の活用に関する議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認されました。



### [会議・研修会等]

- 三役会及び理事会  
日時 令和元年6月5日(水)  
三役会14:15~、理事会14:30~  
場所 京都ガーデンパレス
- 後継者育成支援事業出前授業/美容組合  
日時 令和元年6月7日(金)  
場所 京都市立藤森中学校
- 定時評議員会  
日時 令和元年6月20日(木) 14:30~  
場所 京都ガーデンパレス
- 後継者育成支援協議会  
日時 令和元年6月24日(月) 15:00~  
場所 京都ガーデンパレス
- 後継者育成支援事業出前授業/麺類組合  
日時 令和元年6月26日(水)  
場所 京都市立桃山中学校

### 研修会開催に関するお願い

令和元年度中に経営や衛生等に関する研修会の開催を予定されている生衛組合は、お早めに当センターまでご連絡をお願いいたします。

### 組合情報に関するお願い

当センターホームページとFacebookにおいて、組合事業の情報発信を行っています。情報提供をよろしくお願いいたします。

## Kyoto SeeL通信

Vol.197 2019Spring

編集・発行人

山岡景一郎

公益財団法人  
京都府生活衛生営業指導センター

京都市左京区田中西樋ノ口町90  
TEL 075-722-2051  
<http://www.kyoto-seel.com/>

Homepage



Facebook

